

令和2年中の危険物施設等における事故概要

予 防 部 危 険 物 課

- ※1 「令和2年中」とは「令和2年1月から令和2年12月まで」を示しています。
- ※2 「危険物施設」とは「製造所、貯蔵所及び取扱所」を示しており、「危険物施設等」とは「危険物施設、無許可施設、運搬車両、少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所及び高圧ガス関係施設」を示しています。
- ※3 各種件数については、令和3年3月29日現在の数値を用いています。
- ※4 小数点以下の数値は四捨五入しており、個々の数値の和が合計と一致しない場合があります。
- ※5 表中の符号「▲」は、減少を示しています。

目 次

	ページ
1 危険物施設等の事故概要	1
(1) 事故件数及び死傷者の発生状況	1
(2) 施設区分別の事故発生状況	2
(3) 発生要因及び発生原因別の事故発生状況	3
(4) 危険物流出事故等の事故原因調査の実施状況	7
(5) 危険物施設の深刻度評価指標別の事故発生状況	7
(6) 給油取扱所における車両の運転操作ミスによる破損事故	9
2 危険物施設等の事故事例	11
(1) 令和2年中に発生した主な事故事例	11
(2) 全事故の概要等	19

1 危険物施設等の事故概要

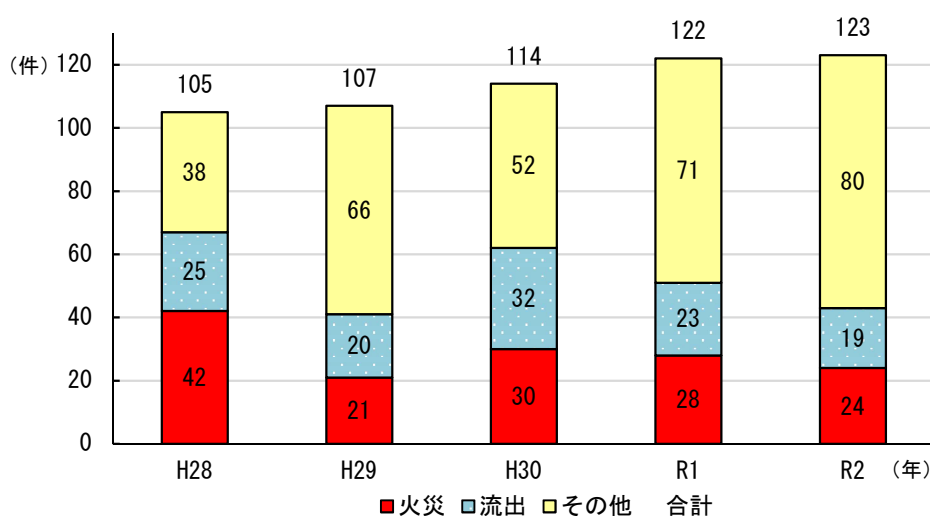
(1) 事故件数及び死傷者の発生状況

令和2年中に発生した危険物施設等における事故件数は123件で、前年と比べて1件増加しています。火災事故が24件（19.5%、前年比4件減少）、流出事故が19件（15.4%、前年比4件減少）、その他の事故が80件（65.0%、前年比9件増加）となっています（第1表及び第1図参照）。

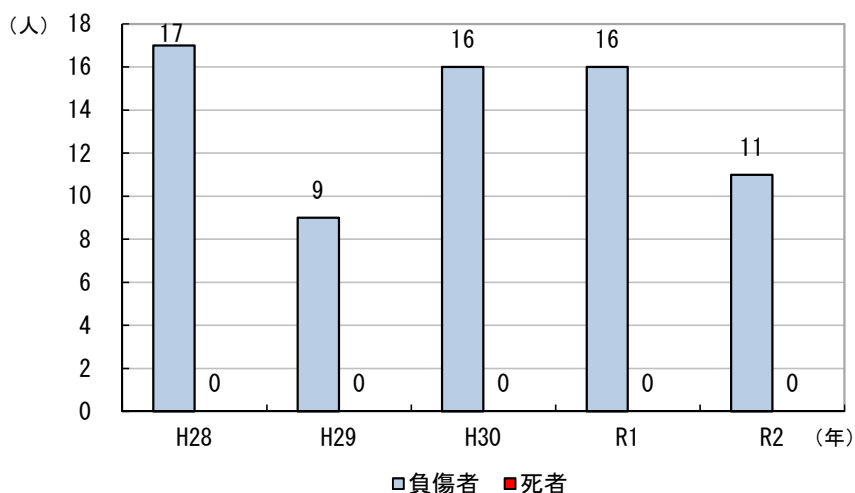
これら危険物施設等における事故で、死者は発生しておらず負傷者が11人（前年比5人減少）発生しています（第1表及び第2図参照）。

第1表 危険物施設等における事故発生状況（最近5年間）

年 別	合計	火 災 (件)	流 出 (件)	そ の 他 (件)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)
H28(2016)	105	42	25	38	0	17
H29(2017)	107	21	20	66	0	9
H30(2018)	114	30	32	52	0	16
R1(2019)	122	28	23	71	0	16
R2(2020)	123	24	19	80	0	11
前年比	1	▲4	▲4	9	0	▲5



第1図 危険物施設等における事故件数の推移（最近5年間）



第2図 危険物施設等における事故による死傷者数の推移（最近5年間）

(2) 施設区分別の事故発生状況

施設区分別の事故発生状況をみると、給油取扱所が73件（59.3%、前年比10件増加）で最も多く、全体の約6割を占めています。次いで、一般取扱所が12件（9.8%、前年比6件減少）、指定可燃物貯蔵取扱所（無届施設を含む。）が12件（9.8%、前年比3件増加）、地下タンク貯蔵所が7件（5.7%、前年比4件増加）となっています。

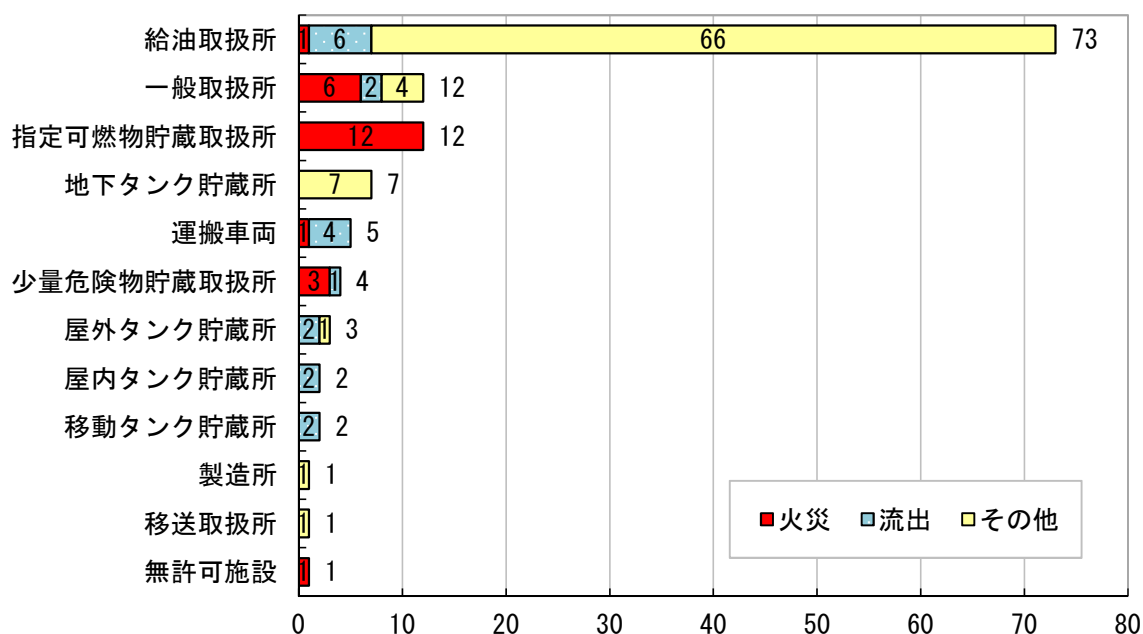
また、危険物施設で発生した事故が101件（82.1%、前年比4件増加）で事故全体の約8割を占めています（第2表及び第3図参照）。

第2表 施設区分別の事故件数の推移（最近5年間）

年 別		H28	H29	H30	R1	R2	前年比		
危険物施設等	製造所	0	0	1	1	1	0		
		貯蔵所	屋内	1	0	0	1	0	▲1
			屋外タンク	1	0	0	1	3	2
			屋内タンク	0	0	0	0	2	2
			地下タンク	3	2	8	3	7	4
			移動タンク	4	1	9	6	2	▲4
	取扱所	給油	48	71	51	63	73	10	
		移送	0	0	0	4	1	▲3	
		一般	18	9	12	18	12	▲6	
	小計		75	83	81	97	101	4	
	無許可施設		1	1	0	0	1	1	
	運搬車両		2	4	8	7	5	▲2	
	少量危険物貯蔵取扱所		20	12	10	9(4)	4(1)	▲5	
	指定可燃物貯蔵取扱所		7	7	15(3)	9	12(1)	3	
高圧ガス関係施設		0	0	0	0	0	0		
合計		105	107	114	122	123	1		

※1 建設中、廃止作業中施設を含みます。

※2 少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所欄の（ ）内の件数は、無届の施設における件数を内数で示しています。



※1 少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所は無届施設を含む。

(件)

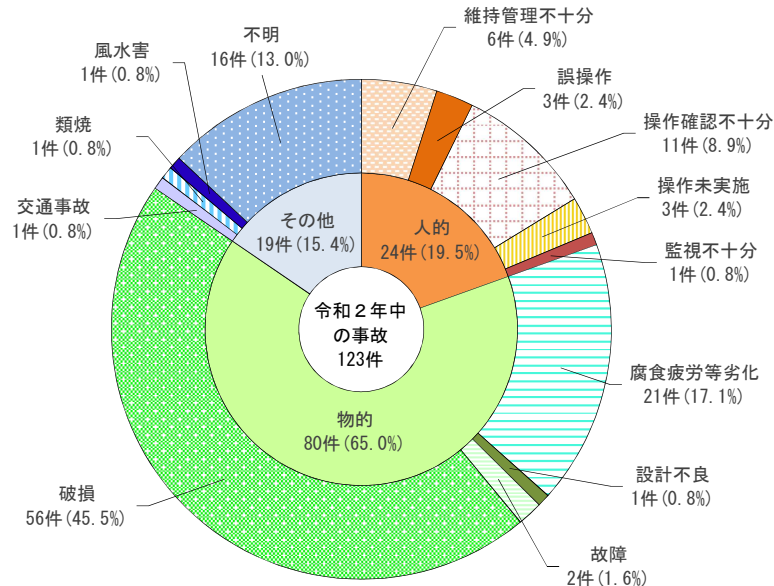
第3図 施設区分別の事故件数（令和2年中）

(3) 発生要因及び発生原因別の事故発生状況

ア 全事故（123件）の内訳

事故を発生要因別にみると、物的要因が80件（65.0%）で最も多く、次いで人的要因が24件（19.5%）、その他の要因が19件（15.4%）となっています。

また、発生原因別では、「破損」が56件（45.5%）で最も多く、次いで「腐食疲労等劣化」が21件（17.1%）、「不明」が16件（13.0%）となっています（第4図及び第3表参照）。



第4図 発生要因と発生原因（令和2年中）

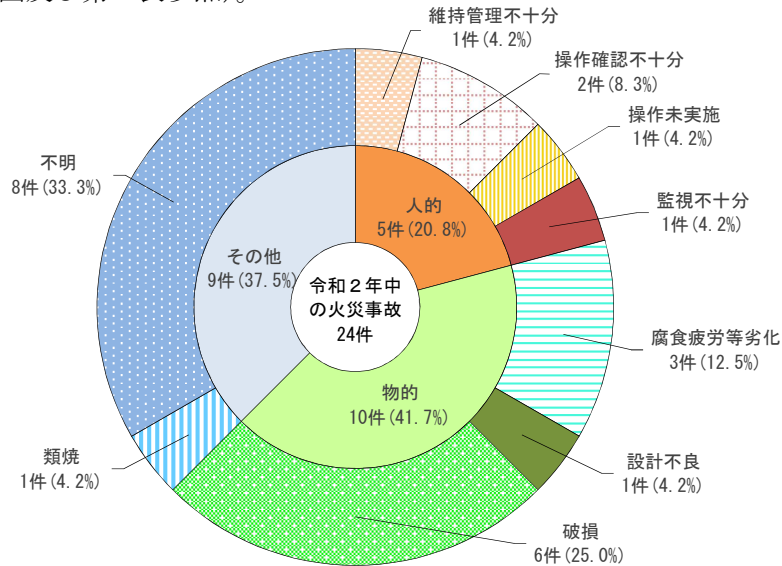
第3表 施設区別の発生要因と発生原因（令和2年中）

施設区分	製造所	貯蔵所							取扱所				危険物施設小計	無許可施設	運搬車両	少量危険物貯蔵取扱所	指定可燃物貯蔵取扱所	合計	
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	販売	移送	一般							
人的要因	維持管理不十分	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	4	0	1	1	0	6
	誤操作	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	3
	操作確認不十分	0	0	0	0	1	0	1	0	6	0	0	1	9	0	1	0	1	11
	操作未実施	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	3
	監視不十分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	小計	0	0	0	1	2	0	1	0	9	0	0	4	17	1	4	1	1	24
物的要因	腐食疲労等劣化	1	0	3	0	2	0	0	0	10	0	0	3	19	0	0	1	1	21
	設計不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	故障	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	破損	0	0	0	0	1	0	0	0	48	0	0	3	52	0	1	0	3	56
	小計	1	0	3	1	3	0	1	0	58	0	0	6	73	0	1	1	5	80
その他	交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	類焼	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	風水害	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	不明	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	1	2	8	0	0	2	6	16
	小計	0	0	0	0	2	0	0	0	6	0	1	2	11	0	0	2	6	19
合計	1	0	3	2	7	0	2	0	73	0	1	12	101	1	5	4	12	123	

イ 火災事故（24件）の内訳

火災事故 24 件を発生要因別にみると、物的要因が 10 件（41.7%）、その他の要因が 9 件（37.5%）、人的要因が 5 件（20.8%）となっています。

発生原因別にみると、人的要因では「操作確認不十分」が 2 件（8.3%）で最も多く、次いで「維持管理不十分」、「操作未実施」、「監視不十分」がそれぞれ 1 件（4.2%）となっています。物的要因では「破損」が 6 件（25.0%）で最も多く、次いで「腐食疲労等劣化」が 3 件（12.5%）となっています。その他の要因では「不明」が最も多く、8 件（33.3%）となっています（第 5 図及び第 4 表参照）。



第 5 図 火災事故の発生要因と発生原因（令和 2 年中）

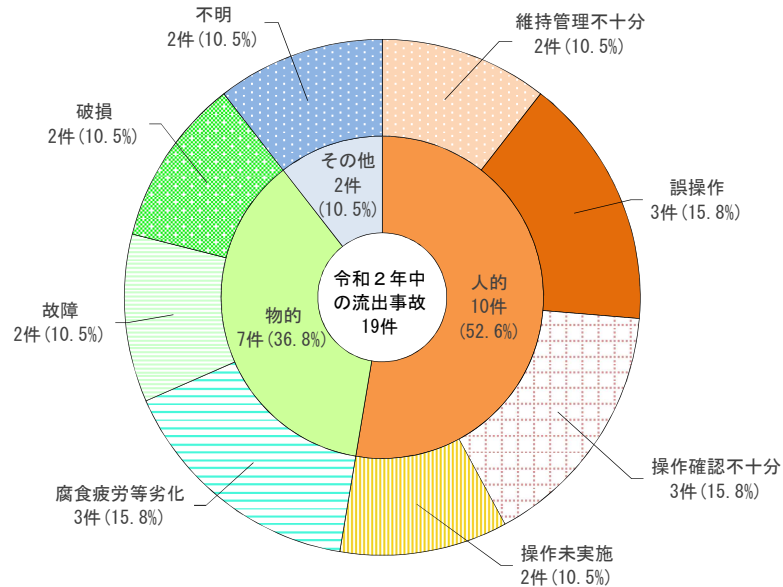
第 4 表 施設区別の火災事故の発生要因と発生原因（令和 2 年中）

施設区分	製造所	貯蔵所							取扱所				危険物施設小計	無許可施設	運搬車両	少量危険物貯蔵取扱所	指定可燃物貯蔵取扱所	合計	
		屋内	屋外	屋内	地下	簡易	移動	屋外	給油	販売	移送	一般							
人的要因	維持管理不十分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	操作確認不十分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	2
	操作未実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	監視不十分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	5
物的要因	腐食疲労等劣化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	3
	設計不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	破損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	3	6
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	1	5	10
その他	類焼	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	6	8
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	1	6	9
合計	計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	7	1	1	3	12	24

ウ 流出事故（19件）の内訳

流出事故 19 件を発生要因別にみると、人的要因が 10 件（52.6%）と半数を占め、次いで物的要因が 7 件（36.8%）、その他の要因が 2 件（10.5%）となっています。

発生原因別でみると、人的要因では「誤操作」、「操作確認不十分」がそれぞれ 3 件（15.8%）、「維持管理不十分」、「操作未実施」がそれぞれ 2 件（10.5%）となっています。物的要因では「腐食疲労等劣化」が 3 件（15.8%）、「故障」、「破損」がそれぞれ 2 件（10.5%）となっています。その他の要因では「不明」が 2 件（10.5%）となっています（第 6 図及び第 5 表参照）。



第 6 図 流出事故の発生要因と発生原因（令和 2 年中）

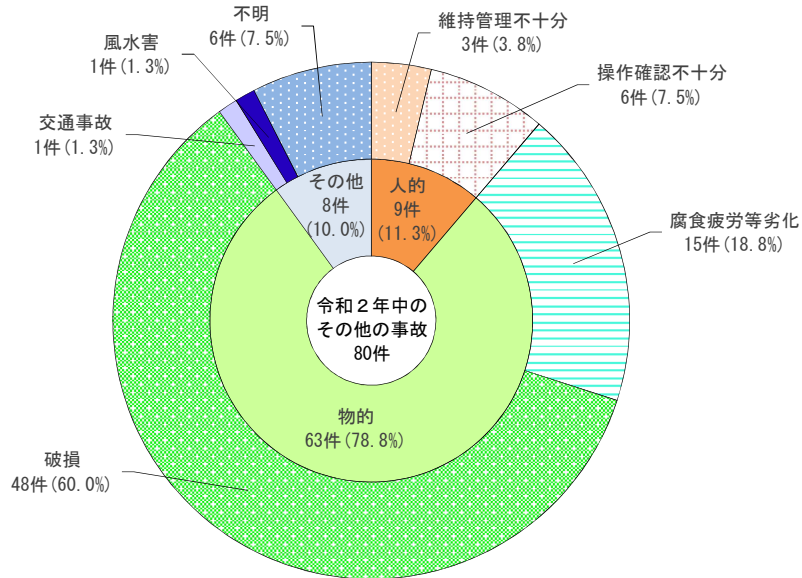
第 5 表 施設区別の流出事故の発生要因と発生原因（令和 2 年中）

施設区分	製造所	貯蔵所							取扱所				危険物施設小計	無許可施設	運搬車両	少量危険物貯蔵取扱所	指定可燃物貯蔵取扱所	合計	
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	販売	移送	一般							
人的要因	維持管理不十分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	2
	誤操作	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	3
	操作確認不十分	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	3
	操作未実施	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	小計	0	0	0	1	0	0	1	0	4	0	0	1	7	0	3	0	0	10
物的要因	腐食疲労等劣化	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	3
	故障	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	破損	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	小計	0	0	2	1	0	0	1	0	2	0	0	0	6	0	1	0	0	7
その他	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	2
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	2
合計	小計	0	0	2	2	0	0	2	0	6	0	0	2	14	0	4	1	0	19

エ その他の事故（80件）の内訳

その他の事故80件を発生要因別にみると、物的要因が63件（78.8%）と最も多く、次いで人的要因が9件（11.3%）、その他の要因が8件（10.0%）となっています。

発生原因別でみると、人的要因では「操作確認不十分」が6件（7.5%）、「維持管理不十分」が3件（3.8%）となっています。物的要因では「破損」が48件（60.0%）と最も多く、次いで「腐食疲労等劣化」が15件（18.8%）となっています。その他の要因では「不明」が6件（7.5%）となっており、「交通事故」、「風水害」がそれぞれ1件（1.3%）となっています（第7図及び第6表参照）。



第7図 その他の事故の発生要因と発生原因（令和2年中）

第6表 施設区分別のその他の事故の発生要因と発生原因（令和2年中）

施設区分	製造所	貯蔵所							取扱所				危険物施設小計	無許可施設	運搬車両	少量危険物貯蔵取扱所	指定可燃物貯蔵取扱所	合計	
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	販売	移送	一般							
人的要因	維持管理不十分	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3
	操作確認不十分	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0	0	0	6	0	0	0	0	6
	小計	0	0	0	0	2	0	0	0	5	0	0	2	9	0	0	0	0	9
物的要因	腐食疲労等劣化	1	0	1	0	2	0	0	0	9	0	0	2	15	0	0	0	0	15
	破損	0	0	0	0	1	0	0	0	47	0	0	0	48	0	0	0	0	48
	小計	1	0	1	0	3	0	0	0	56	0	0	2	63	0	0	0	0	63
その他	交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	風水害	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	不明	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	1	0	6	0	0	0	0	6
	小計	0	0	0	0	2	0	0	0	5	0	1	0	8	0	0	0	0	8
合計	1	0	1	0	7	0	0	0	66	0	1	4	80	0	0	0	0	80	

(4) 危険物流出事故等の事故原因調査の実施状況

令和2年中に実施した消防法第16条の3の2に規定される危険物流出事故等の事故原因調査件数は14件で、その内訳は、給油取扱所が6件(42.9%)と最も多く、次いで屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び一般取扱所がそれぞれ2件(14.3%)となっています。

(5) 危険物施設の深刻度評価指標別の事故発生状況

消防庁が発出した「危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標について(平成28年11月2日付け消防危第203号消防庁危険物保安室長通知)」により、危険物施設における火災事故及び流出事故の深刻度評価指標が、第7表及び第8表のとおり示され、これらの表で示される各3つの評価指標のうち、1つ以上で深刻度レベル1となる事故を「重大事故」と定義し、全ての評価指標で深刻度レベルが4となる事故を「軽微な事故」と定義しています。

なお、本指標は「危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標の一部改正について(令和2年12月7日付け消防危第287号消防庁危険物保安室長通知)」により一部改正となり、令和3年1月1日以降の流出事故については、改正後の深刻度評価指標が適用されます。

第7表 火災事故に係る深刻度評価指標

＜人的被害指標＞		＜影響範囲指標＞※1		＜収束時間指標＞※2	
深刻度レベル	内容	深刻度レベル	内容	深刻度レベル	内容
1	死者が発生	1	事業所外に物的被害が発生	1	4時間以上
2	重症者または中等症者が発生	2	事業所内の隣接施設に物的被害が発生	2	2時間～4時間未満
3	軽症者が発生	3	施設装置建屋内のみに物的被害が発生	3	30分～2時間未満
4	軽症者なし	4	設備機器内のみに物的被害が発生	4	30分未満

※1 移動タンク貯蔵所が荷卸し先等の事業所内に在る場合、「事業所」を「当該移動タンク貯蔵所が在る事業所」と読み替える。
 ※2 収束時間は事故発生から鎮圧までの時間とする。事故発生日時が不明の場合は、事故発見から鎮圧までとする。

第8表 流出事故に係る深刻度評価指標

＜人的被害指標＞※1		＜流出範囲指標＞※2		＜流出量指標＞	
深刻度レベル	内容	深刻度レベル	内容	深刻度レベル	内容
1	死者が発生	1	河川や海域に危険物が流出する等、事業所外へ広範囲に流出	1	流出・漏えいした「危険物」の指定数量倍数(合計)が10以上
2	重症者または中等症者が発生	2	事業所周辺のみ流出※3	2	(同上)が1以上～10未満
3	軽症者が発生	3	事業所内の隣接施設へ流出	3	(同上)が0.1以上～1未満
4	軽症者なし	4	施設装置建屋内のみで流出	4	(同上)が0.1未満

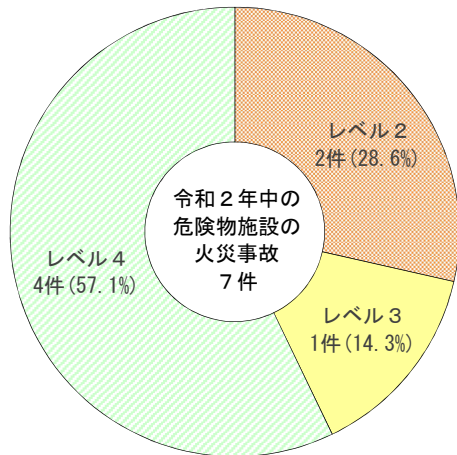
※1 交通事故による死傷者は除く。
 ※2 移動タンク貯蔵所が荷卸し先等の事業所内に在る場合、「事業所」を「当該移動タンク貯蔵所が在る事業所」と読み替える。
 ※3 事業所敷地境界線から100m程度の範囲にとどまるもの。また、流出範囲の記載のない場合は事業所外に流出量100L程度。
 ※4 令和2年12月31日までの流出事故に係る深刻度評価指標を掲載している。

当該深刻度評価指標に従い、令和2年中に発生した危険物施設における火災事故及び流出事故を分析した結果は、以下のとおりです。

ア 火災事故の状況

令和2年中に発生した危険物施設における火災事故7件を深刻度評価指標別にみると、重大事故は発生せず（前年比0件）、軽微な事故が4件（57.1%、前年比1件増加）発生しました（第8図及び第9表参照）。

深刻度評価指標がレベル2となった火災事故は2件（28.6%、前年比2件減少）発生しており、負傷者（中等症以上）が発生するか、または、鎮圧までに時間を要したものが該当となっています（2、(2)、ア 火災事故 No. 5、20参照）。



第8図 深刻度評価指標別の火災事故発生状況

第9表 施設区別に見みた深刻度評価指標別の火災事故発生状況

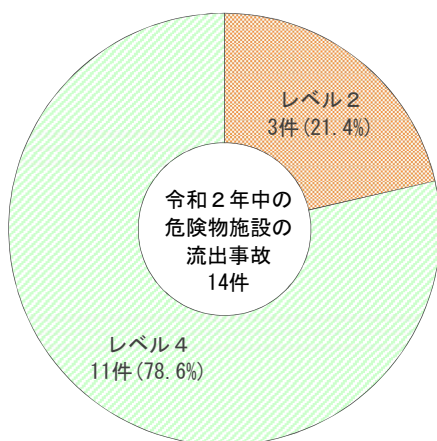
施設区分	深刻度評価指標*				重大事故の割合 (%)	軽微な事故の割合 (%)
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
給油取扱所	0	0	0	1	0.0	100.0
一般取扱所	0	2	1	3	0.0	50.0
合計	0	2	1	4	0.0	57.1

※各事故において、最もレベルが高い指標

イ 流出事故の状況

令和2年中に発生した危険物施設における流出事故14件を深刻度評価指標別にみると、重大事故は発生せず（前年比2件減少）、軽微な事故が11件（78.6%、前年比1件増加）発生しています（第9図及び第10表参照）。

深刻度評価指標がレベル2となった流出事故は3件（21.4%、前年比3件増加）発生しており、流出範囲が事業所周辺に拡大したものや流出量が指定数量の倍数の1以上10未満となったものが該当となっています（2、(2)、イ 流出事故 No. 1、5、8参照）。



第9図 深刻度評価指標別の流出事故発生状況

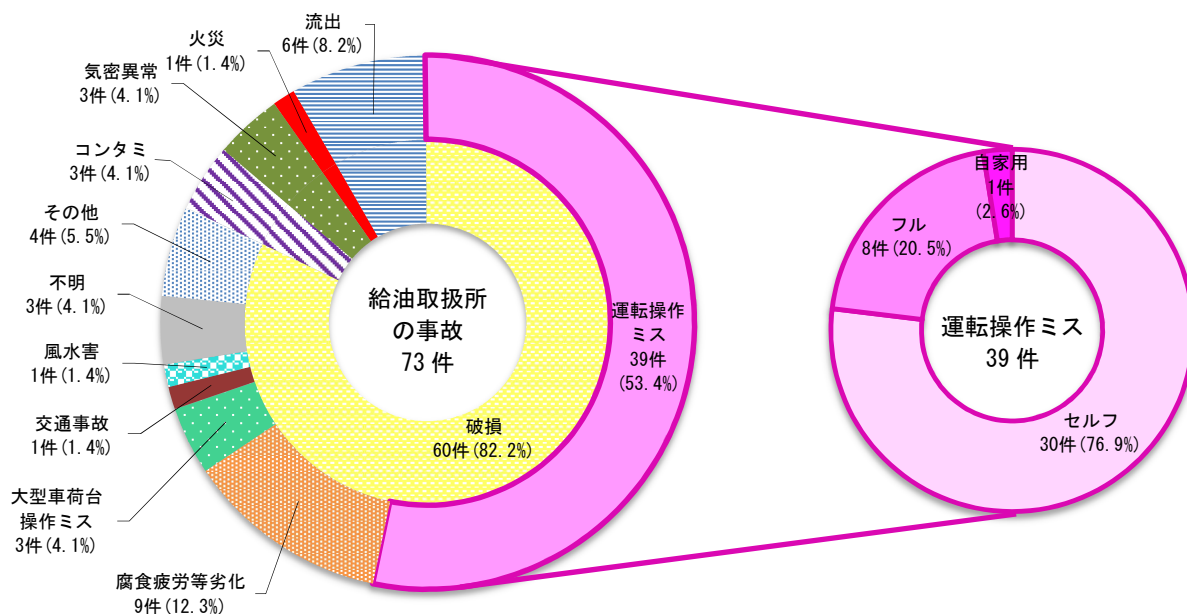
第10表 施設区別に見みた深刻度評価指標別の流出事故発生状況

施設区分	深刻度評価指標*				重大事故の割合 (%)	軽微な事故の割合 (%)
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
屋外タンク貯蔵所	0	0	0	2	0.0	100.0
屋内タンク貯蔵所	0	2	0	0	0.0	0.0
移動タンク貯蔵所	0	1	0	1	0.0	50.0
給油取扱所	0	0	0	6	0.0	100.0
一般取扱所	0	0	0	2	0.0	100.0
合計	0	3	0	11	0.0	78.6

※各事故において、最もレベルが高い指標

(6) 給油取扱所における車両の運転操作ミスによる破損事故

昨年に引き続き、給油取扱所における事故件数が73件と総件数123件に対し約6割を占めています。そのうち破損が60件(82.2%)と約8割を占めています。破損のうち車両の運転操作ミスによるものが39件(53.4%)でした。運転操作ミス39件のうち、セルフスタンドで発生したものが30件(76.9%)となっています(第10図参照)。



第10図 給油取扱所における事故発生状況(令和2年中)

車両の運転操作ミスによる事故39件の内訳をみると、車両区分では乗用車が23件(59.0%)、トラック等大型車両が16件(41.0%)となっています(第11表参照)。

乗用車について事故発生時別にみると、施設進入時に発生した事故が7件(30.4%)、施設退出時に発生した事故が10件(43.5%)、その他の移動時に発生した事故が6件(26.1%)となっており、給油等を終えた後、施設から出ようとしたタイミングでの事故がやや多い結果となりました。また、接触箇所別にみると、給油ノズル等が6件(26.1%)と最も多く、次いで、建築物・防火塀等が5件(21.7%)となっています。給油ノズル等への接触6件は、全てハンドル操作ミスによるもの、建築物・防火塀等への接触5件は全てアクセルを踏み込みすぎて衝突したものとなっています。

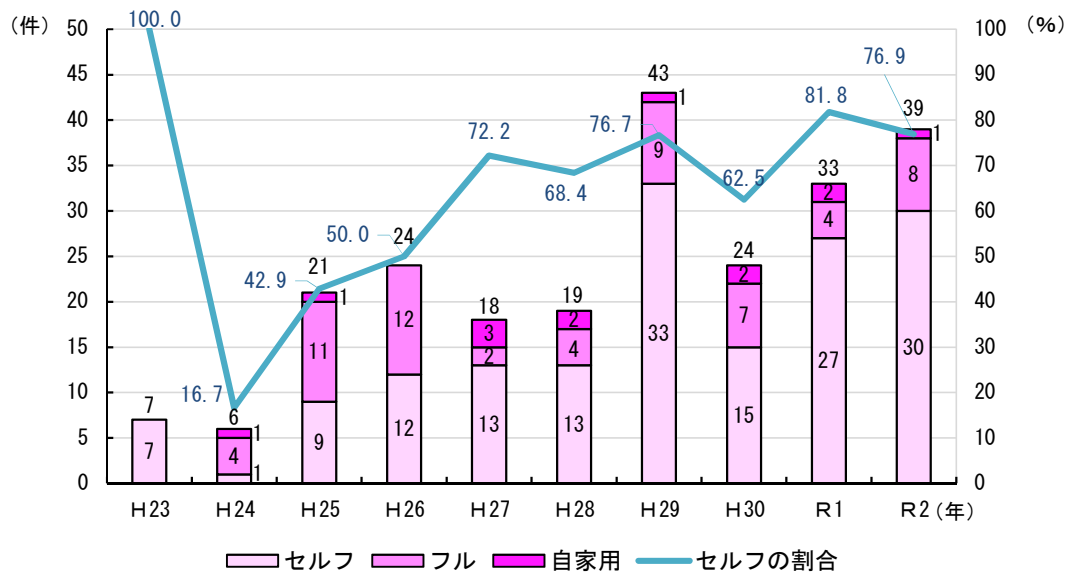
トラック等大型車両について事故発生時別にみると、施設進入時に発生した事故が7件(43.8%)、施設退出時に発生した事故が7件(43.8%)、その他の移動時に発生した事故が2件(12.5%)となっており、進入時と退出時に差はみられませんでした。また、接触箇所別にみると、灯油の固定注油設備用のキャノピー及び固定給油(注油)設備本体がそれぞれ5件(31.3%)、次いで、給油ノズル等が3件(18.8%)となっています。灯油の固定注油設備用のキャノピーへの接触5件は、全てハンドル操作ミスによるものとなっており、大型車両の高さとキャノピーの高さが同程度(概ね3000mmから3500mm)であるために接触したものとなっています。

第11表 給油取扱所における車両の運転操作ミスによる破損事故発生状況（令和2年中）

施設区分	車両区分 発生時状況 接触箇所	乗用車				トラック等大型車両				合計
		施設進入時	施設退出時	その他	小計	施設進入時	施設退出時	その他	小計	
セルフ	固定給油（注油）設備本体	1	0	0	1	0	1	0	1	2
	給油ノズル等	2	3	1	6	0	2	0	2	8
	ガードポール等	0	2	1	3	1	1	0	2	5
	建築物・防火塀等	0	2	0	2	0	0	0	0	2
	洗車機	0	1	1	2	0	0	0	0	2
	灯油用キャノピー等	1	0	0	1	3	1	1	5	6
	その他	2	1	1	4	1	0	0	1	5
	小計	6	9	4	19	5	5	1	11	30
フル	固定給油（注油）設備本体	1	0	0	1	2	1	0	3	4
	給油ノズル等	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	建築物・防火塀等	0	1	2	3	0	0	0	0	3
	小計	1	1	2	4	2	1	1	4	8
自家用	固定給油（注油）設備本体	0	0	0	0	0	1	0	1	1
	小計	0	0	0	0	0	1	0	1	1
合計		7	10	6	23	7	7	2	16	39

車両の運転操作ミスによる破損事故件数の推移は近年増加傾向にあり、最近10年間で5.6倍に増加しています（第11図参照）。

また、セルフスタンドについて、事故件数が最も低い平成24年と令和2年を比較すると、件数は1件から30件に、割合は16.7%から76.9%に増加しています。



第11図 車両の運転操作ミスによる破損事故件数の推移（最近10年間）

2 危険物施設等の事故事例

令和2年中に危険物施設等で発生した事故事例は、次のとおりです。

(1) 令和2年中に発生した主な事故事例

ア 火災事故

【事例1】 キッチンカーでガソリンを運搬中に出火した火災事故

発生年月 令和2年2月

施設区分 運搬車両

被害状況 車内収容物、車両窓枠等焼損

概要

キッチンカー（移動販売車）でガソリン（第4類第1石油類（非水溶性））を携行缶に収納して運搬していた際に、車内で爆発が発生し収容物等が焼損した火災です。なお、この火災による死傷者は発生していません。

出火原因は、ガソリン携行缶の注入口をラップの上から輪ゴムで止めたが、完全に密封されない状態で車内の不安定な場所に置いて走行したことで、ガソリンが漏洩して可燃性の蒸気が発生し、車内の種火点火状態になっていた調理機器の火源に引火し、火災に至ったものです。

危険物を運搬する際は、その量に関わらず消防法第16条による規制を受けます。危険物の規制に関する政令第29条や危険物の規制に関する規則第43条の3などの規定により、危険物を運搬する際は容器を密封し、転倒、落下しないように積載しなければなりません。



ガソリン携行缶の積載状況
(LPガスボンベの上に置かれ不安定な状態である。)



焼損したガソリン携行缶
(封をしていたラップは燃え、密閉していなかった状態がわかる。)

【事例2】 廃棄物処理施設においてリチウムイオン二次電池から出火した火災事故

発生年月 令和2年11月

施設区分 一般取扱所

被害状況 ベルトコンベヤ約10m、ごみ若干

概要

一般取扱所である廃棄物処理施設において、廃棄物に混入していたリチウムイオン二次電池から出火し、施設のベルトコンベヤ約10mが焼損した火災です。

出火原因は、リチウムイオン二次電池が破碎工程等で変形したことにより、内部の絶縁構造が壊れ短絡状態となり、時間の経過とともに過熱発火、周囲のプラスチックごみに着火し火災に至ったものです。当該施設には、ベルトコンベヤに炎感知器と散水設備が設置されており、本来であればベルトコンベヤが稼働して感知区域に入り自動消火されますが、事故当時は作業上の都合でベルトコンベヤを一時的に停止しており、火源となったリチウムイオン二次電池が感知区域外に留まっていたため、延焼拡大しました。

なお、施設職員により屋内消火栓を活用した初期消火活動のほか、散水設備を手動で起動させるなど、さらなる延焼拡大防止措置が実施されました。

本件を含め、令和2年中は指定可燃物貯蔵取扱所又は一般取扱所である廃棄物処理施設での廃棄物に起因した火災事故が計12件発生しました。廃棄物処理施設では過去に死傷者の発生する火災が発生したため、当庁では「廃棄物処理施設に係る火災予防安全対策指導指針」を策定し、これに基づき火災検知器や監視用カメラ等の監視装置や散水設備の設置などの指導を実施しています。



施設職員による初期消火活動の様子



焼損したベルトコンベヤ内部



火源となったリチウムイオン二次電池

イ 流出事故

【事例1】 移動タンク貯蔵所の給油ホースが脱落し、軽油が流出した事故

発生年月 令和2年3月

施設区分 移動タンク貯蔵所（単一車形式・積載式以外）

被害状況 第4類第2石油類（非水溶性）軽油 30Lが道路上へ流出

概要

軽油を積載し走行していた移動タンク貯蔵所の給油ノズル及び給油ホースが脱落、破損し、さらに、車両を停車させた際に破損箇所から軽油 30Lが道路上に流出した事故です。

事故原因は、別の現場で荷卸しを終えた後、給油ノズルが適切に固定されていなかった可能性があり、さらに、PTOのスイッチがオンのままであったため、車両を停車させギアをパーキングに入れた際に、モーターが起動したことで流出に至ったものです。当該車両は事故当日、急遽手配した車両で、運転手は車両の操作を十分に理解しておらず、また、移送前に固定状況等を確認することなく走行していました。

なお、この事故によりけが人1名が発生しています。

危険物の規制に関する政令第26条、第30条の2では、それぞれ危険物の貯蔵、移送の基準が定められており、注入ホースの切損等による漏れが起こらないように適切に維持管理し、移送前にはタンクの弁や消火器等の点検をすることが義務付けられています。



移動タンク貯蔵所からの軽油の流出状況



脱落により破断したホース



破損した給油ノズル

【事例2】 屋内タンク貯蔵所から灯油が地下ピットへ流出した事故

発生年月 令和2年5月

施設区分 屋内タンク貯蔵所

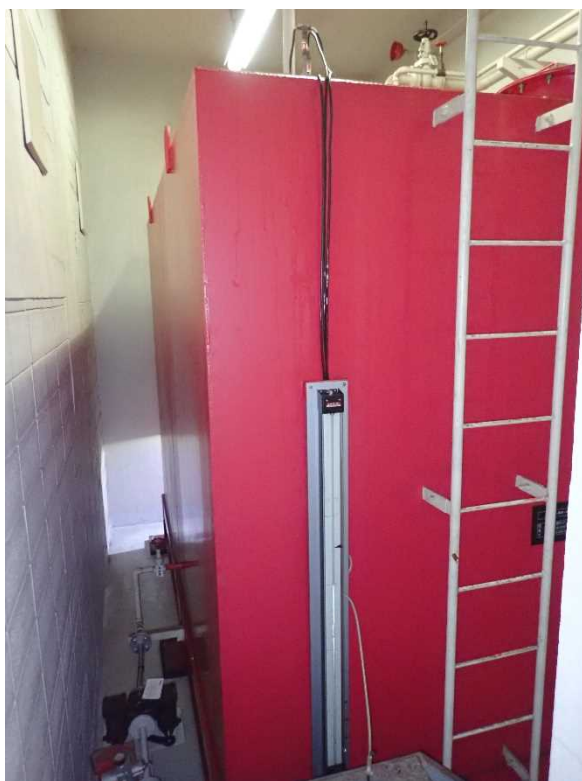
被害状況 第4類第2石油類（非水溶性）灯油 1,750Lがタンク室及び地下ピットへ流出

概要

屋内タンク貯蔵所から灯油 1,750L がタンク室に流出し、さらに地下ピットにまで流出が拡大した事故です。

事故原因は、当該タンクの静電容量式レベルメータが故障し、実際に貯蔵されている量より少なく表示されたことで送油ポンプが起動し、地下タンク貯蔵所から当該タンクへ灯油が送油され続けたことによりオーバーフローしたものです。さらに、タンク室の床面に亀裂が生じていたことから、亀裂箇所から地下ピットにまで流出が拡大しました。当該レベルメータはメーカー推奨交換時期を超えて使用され続けていました。また、タンク室の床面についても設置から約40年が経過しており、経年劣化によって亀裂が生じたものと推定されます。

本件を含め、令和2年中は屋内タンク貯蔵所の事故が2件、屋外タンク貯蔵所の事故が3件と計5件発生しており、うち4件が長期間の使用による腐食や劣化が原因となっています。設置から長期間経過している施設は、通常の点検はもちろんのこと、付属機器等の耐用年数についても確認することが事故の発生防止につながります。



流出のあった屋内タンク貯蔵所



タンク室床面の亀裂の状況



マンホールから地下ピットを撮影した様子
(灯油の油面が確認できる。)

【事例3】 給油取扱所の給油ノズルが離脱しガソリンが流出した事故

発生年月 令和2年6月

施設区分 営業用屋外給油取扱所（フルサービス）

被害状況 第4類第1石油類（非水溶性）ガソリン1L流出

概要

給油取扱所の給油ノズルが離脱し、ガソリンが流出した事故です。

給油が終了したものと勘違いした利用客が車両を急発進させたことで、給油ノズルが固定給油設備から離脱しました。緊急離脱カプラーが正常に作動したため、この時点では流出には至りませんでした。翌日、誤って送油ポンプを起動させてしまい、ホース先端からガソリンが流出しました。

事故原因は、使用不能である旨を失念した従業員が送油ポンプを起動させたこと、また、送油配管のバルブを閉鎖するなどの物理的措置を実施しなかったことです。

令和2年中は、このような人的要因による危険物施設等の事故が24件（19.5%）発生しています。事故が発生した際には、さらなる事故を引き起こさないためにも早急にハード面の措置を実施する必要があります。

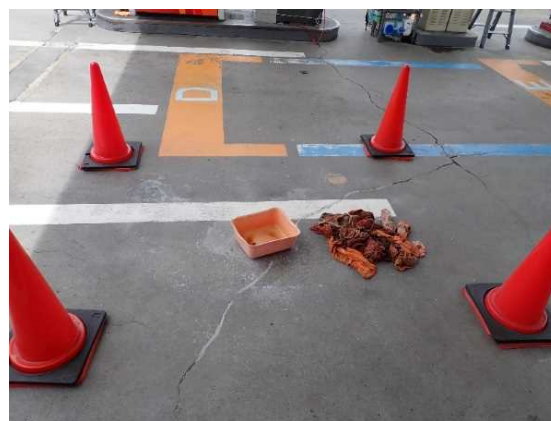
また、利用客か給油中に車両を発進させたことで流出や破損に至った事故が、本件を含め令和2年中は3件発生しています。支払いが終わったことで給油自体も終了したものと勘違いし発進してしまうケースが多いため、利用客への声掛けやマグネットステッカーなどにより、給油中であることを知らせることも事故発生防止につながります。



流出のあった懸垂式固定給油設備



離脱した給油ノズル



応急措置の状況

ウ その他の事故

【事例1】 車のペダル操作ミスによりガソリンスタンドの事務所が破損した事例

発生年月 令和2年1月

施設区分 営業用屋外給油取扱所（セルフサービス）

被害状況 事務所、外壁が破損

概要

来店した乗用車の運転操作ミスによる破損事故です。

事故原因は、給油を終えた乗用車がエンジンをかけ発進する際、誤ってアクセルを強く踏み込みすぎたため、急発進して事務所に衝突し、破損したものです。

なお、この事故による死傷者は発生していません。

本件を含め、令和2年中は給油取扱所の車両の運転操作ミスによる事故が39件発生しており、そのうち6件がアクセルを強く踏み込みすぎたり、ブレーキと踏み間違えたことにより衝突、破損した事故となっています。



事務所に車が衝突している様子



壁に衝突し、外壁まで破損した



事務所の破損状況

【事例2】 地下タンク貯蔵所の埋設配管が腐食劣化し開孔した事故

発生年月 令和2年7月

施設区分 地下タンク貯蔵所（タンク室方式・鋼製タンク）

被害状況 埋設配管の開孔

概要

地下タンク貯蔵所の定期点検の際に埋設配管に気密異常が認められ、異常箇所を掘削したところ、当該配管が腐食し開孔していた破損事故です。

事故原因は、設置から30年以上が経過していることから、経年により徐々に腐食が進行し開孔に至ったものです。開孔部は通気管であったことから、危険物の流出はありませんでした。

当該配管には防食テープが巻かれていたものの、継手接合部分では直管部分に比べテープの巻きに緩みが生じやすく、また、ねじ込み配管のねじ部分は表面加工が剥がれ腐食しやすいために、局部的に腐食が進行したものと推察されます。

消防法第14条の3の2の規定により、地下貯蔵タンクを有する危険物施設は定期的に漏れの点検をすることとされており、点検時に気密異常が認められた場合には、危険物の流出の可能性も疑われることから、施設の使用を停止するなど、流出事故発生防止に努める必要があります。



埋設配管を掘削した様子



継手部分が特に腐食が進行している

【事例3】 車の運転操作ミスにより給油取扱所の給油ノズルが破損した事故

発生年月 令和2年9月

施設区分 営業用屋外給油取扱所（セルフサービス）

被害状況 給油ノズル1本破損

概要

給油取扱所の固定給油設備の給油ノズルが破損した事故です。

事故原因は、給油のため施設を訪れた利用客が運転操作を誤ったため、固定給油設備のノズルに接触、ノズルが落下し破損したものです。ノズルのレバー部分が破損しましたが、幸いにも危険物の流出はありませんでした。

本件を含め、令和2年中は車の運転操作ミスによる給油取扱所の破損事故が39件発生しており、前年と比較すると6件増加しています。39件のうち固定給油設備の破損は16件で、うち9件が本件のようにノズルに接触、あるいは車にホースが引っ掛かり、破損に至っています。給油レーンに進入する際や給油位置を修正する際など、固定給油設備付近では周囲の状況を確認し、安全な距離を保って走行するなど、施設の利用者自身が事故の発生防止に努めることが重要です。



事故の発生した固定給油設備の状況
(軽油の給油ノズルが落下している。)



破損した給油ノズルの様子



監視カメラで撮影された事故発生時の状況

(2) 全事故の概要等

ア 火災事故 (24 件)

No	覚知月	施設区分	死傷者	概要・原因・被害状況
1	1 月	指定可燃物貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	指定可燃物貯蔵取扱所である廃棄物処理施設において、コンベヤ 7 m、ごみ 1 m ³ が焼損したものの。 出火原因は、リチウムイオン電池等の火源となるものが破砕機で破砕された際に火花が発生し、ごみくずに着火して出火したものと考えられるが、確たる物証がないため不明である。
2	1 月	指定可燃物貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	指定可燃物貯蔵取扱所である廃棄物処理施設において、発泡スチロール製インゴット 1、発泡スチロール若干が焼損したものの。 出火原因は、発泡スチロール溶融減容機の溶融炉内に紙製ラベルが混入したことで、紙製ラベルが過熱され発火し、発泡スチロールに着火したものである。
3	2 月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0 人 負傷者 0 人	営業用屋外給油取扱所 (セルフ) において、利用客が自家用車に給油中に出火し、車両若干及び車内収容物が焼損したものの。 出火原因は、利用客自身が帯電していたこと、また、給油ノズルの絶縁不良により静電気火花が発生し、ガソリンの可燃性蒸気に引火し出火に至ったものである。 なお、当該車両は給油口付近が破損した状態であったため、車内にガソリンの可燃性蒸気が滞留し引火したものと推定される。
4	2 月	運搬車両	死者 0 人 負傷者 0 人	キッチンカー (移動販売車) でガソリンを携行缶に収納して運搬していた際に、車内で爆発が発生し収容物等が焼損したものの。 出火原因は、ガソリン携行缶の口をラップと輪ゴムを用いて封をし、完全に密閉することなく車内の不安定な場所に置いて走行したため、ガソリンが漏洩して可燃性の蒸気が発生し、使用後に消し忘れて種火点火状態になっていた調理機器の火源により引火し火災に至ったものである。
5	2 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	一般取扱所である廃棄物処理施設において、コンベヤ 1 基等、天井 4 m ² が焼損したものの。 出火原因は、廃棄物を破砕機で破砕中、充電式電池が混入していたことで当該充電式電池が破砕され、内部短絡が生じたことにより瞬時に発火、ごみくずに着火したものである。
6	2 月	指定可燃物貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 1 人	指定可燃物貯蔵取扱所である廃棄物処理施設において、天井 20 m ² 、コンベヤ 20m 等が焼損したものの。 出火原因は、リチウムイオン電池等が破砕機で破砕された際に発生した火花がごみくずに着火して出火したものと考えられるが、確たる物証がないため不明である。 なお、この火災によりけがが 1 名が発生した。
7	2 月	指定可燃物貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	指定可燃物貯蔵取扱所である廃棄物処理施設において、コンベヤ 10m、廃棄物 0.5 m ³ が焼損したものの。 出火原因は、破砕機で廃棄物を破砕していた際に発生した衝撃火花が、何らかの引火物に引火、爆発し、周囲の廃棄物に着火したものと考えられるが、確たる物証がないため不明である。
8	3 月	無許可施設	死者 0 人 負傷者 0 人	新築工事中の建物において、床面 175 m ² 、天井 100 m ² が焼損したものの。 出火原因は、フロアの防水塗装のため第 4 類第 1 石油類 (非水溶性) の防水塗料を塗布する作業と電気グラインダーで鉄骨を切断する作業を同時に行っていたところ、電気グラインダーの切断火花が防水塗料を塗布した床に飛び、引火したものである。 同場所において、指定数量の倍数 2.2 倍の防水塗料が無許可貯蔵されていることが判明した。なお、貯蔵されていた危険物への延焼はなかった。
9	3 月	指定可燃物貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	指定可燃物貯蔵取扱所である廃棄物処理施設において、コンベヤ内のごみ若干が焼損したものの。 出火原因は、破砕機で廃棄物を破砕した際に、金属片等が混入したことにより火花が発生し、破砕機内のごみに着火したものである。
10	4 月	指定可燃物貯蔵取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	指定可燃物貯蔵取扱所である廃棄物処理施設において、床面 500 m ² 表面積 87 m ² が焼損したものの。 出火原因は、廃材をショベルカーで仕分け中に、ショベルカーの金属ブレードと廃材に混入していた金属片が接触、火花が発生し、廃棄

				されていた第2類 引火性固体の可燃性蒸気に引火し出火したものである。
11	5月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0人 負傷者 0人	指定可燃物貯蔵取扱所である廃棄物処理施設において、床面 10 m ² 、表面積 30 m ² 、フォークリフト等が焼損したものの。 出火原因は、大量に保管していたリチウムイオン電池が短絡して出火したものである。
12	6月	一般取扱所	死者 0人 負傷者 0人	電気機械器具製造を行う一般取扱所において、NC立旋盤の制御基板等が焼損したものの。 出火原因は、制御基板に取り付けられているコンデンサが経年劣化により徐々に液漏れし、コンデンサの足間で回路が形成され出火に至ったものである。
13	6月	少量危険物 貯蔵取扱所	死者 0人 負傷者 0人	少量危険物貯蔵取扱所である非常用発電設備内部の燃料配管付近から出火し、当該発電設備及び重油若干が焼損したものの。 出火原因は、当該配管の保温用ヒータの絶縁が損なわれたことによる地絡である。ヒータの絶縁が損なわれた理由については、稼働時の振動、重油の浸透による絶縁被覆の劣化、小動物等の外来要素、施工や点検時の人為的要因等が挙げられるが、断定には至らず不明である。
14	9月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0人 負傷者 0人	指定可燃物貯蔵取扱所である印刷工場において、印刷機 1 台、紙若干が焼損したものの。 出火原因は、当該印刷機の静電気除去装置で発生した放電火花がインクを乾かすために使用されていた粉体に着火し爆発したものである。
15	10月	一般取扱所	死者 0人 負傷者 0人	一般取扱所である大学の実験室において、リチウムアルミニウムハイドライド（第3類・禁水性物質）、ペーパータオル等が焼損したものの。 出火原因は、実験準備中に誤ってリチウムアルミニウムハイドライドが入った容器を破損させてしまい、床に飛散した粉末を回収し、水に濡らしたペーパータオルで処理したため、リチウムアルミニウムハイドライドが水と反応し出火したものである。
16	10月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0人 負傷者 0人	指定可燃物貯蔵取扱所である廃棄物処理施設において、廃棄物 100 m ³ が焼損したものの。 出火原因は、廃棄車両を粉砕する際に、リチウムイオンバッテリーが混入し、破砕時に衝撃火花が発生し周囲の廃棄物に着火し出火したものである。
17	10月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0人 負傷者 0人	指定可燃物貯蔵取扱所である廃棄物処理施設において、床面 200 m ² が焼損したものの。 出火原因は、破砕した廃棄物からリチウムイオン電池や簡易ガスライター、エアゾール缶などが発見されたことから、短絡や衝撃火花などが考えられるものの、特定に至らず不明である。
18	10月	少量危険物 貯蔵取扱所	死者 0人 負傷者 0人	少量危険物貯蔵取扱所である研究所において、冷蔵庫 1 台、内壁若干が焼損したものの。 出火原因は、冷蔵庫の内部部品が経年劣化により破損し、スパークが発生して出火したものである。
19	10月	指定可燃物 貯蔵取扱所	死者 0人 負傷者 1人	指定可燃物貯蔵取扱所である廃棄物処理施設において、廃棄物 3 m ³ が焼損したものの。 出火原因は、廃棄物中に混入していた金属片等による衝撃火花により出火した可能性が考えられるものの、火源となり得るものが確認できず不明である。 なお、この火災によりけが人 1 名が発生した。
20	11月	一般取扱所	死者 0人 負傷者 1人	焼入れ作業を行う一般取扱所において、作業員の着衣が焼損したものの。 出火原因は、高温に熱せられた焼入れ炉の台に作業員の着衣が接触し、着衣が発火したものである。 なお、この火災によりけが人 1 名が発生した。
21	11月	一般取扱所	死者 0人 負傷者 0人	一般取扱所である廃棄物処理施設において、コンベヤ約 10m、ごみ若干が焼損したものの。 出火原因は、廃棄物に混入していたリチウムイオン二次電池が破砕工程等で変形したことにより、内部の絶縁構造が壊れ短絡状態となり、時間の経過とともに過熱発火、周囲のプラスチックごみに着火し出火したものである。

22	11月	少量危険物 貯蔵取扱所 (無届)	死者 0人 負傷者 3人	<p>コンクリート製品の製造工場において、床面 20 m²、チェーンコンベア 1 機等が焼損したものの。</p> <p>出火原因は、アセチレンガス切断機で切断作業中に発生した火花が、付近に付着していた剥離剤のスラッジに引火し出火したものである。</p> <p>同場所において、指定数量の倍数 0.6 倍の剥離剤（第 4 類第 2 石油類（非水溶性））が無届で貯蔵されていることが判明した。</p> <p>なお、この火災によりけが人 3 名が発生した。</p>
23	11月	一般取扱所	死者 0人 負傷者 0人	<p>一般取扱所である車両の整備工場において、車両の付属部品が焼損したものの。</p> <p>出火原因は、火源となりうるものがないため放火の可能性、また、整備作業中にライターの炎により誤って着火した可能性が挙げられるが、いずれも確たる物証がないため不明である。</p>
24	12月	指定可燃物 貯蔵取扱所 (無届)	死者 0人 負傷者 0人	<p>指定可燃物貯蔵取扱所である屋外サイロに貯蔵されていた木くず 40 m³が焼損したものの。</p> <p>出火原因は、木材乾燥機用の暖気排出用の煙突から火花が発生し着火した可能性などが考えられるが、特定するに至らず不明である。</p>

イ 流出事故 (19 件)

No	覚知月	施設区分	死傷者	概要・原因・被害状況
1	1 月	屋内タンク貯蔵所	死者 0 人 負傷者 0 人	<p>屋内タンク貯蔵所のフロート式液面計取付け部から灯油約 1,224L がオーバーフローし、防油堤内に流出したものの。</p> <p>事故原因は、発電機（一般取扱所）の集合操作盤の更新工事に伴い、本来であれば集合操作盤の電源を切る前に移送ポンプ及び供給ポンプのモードを「自動」から「手動」に切り替えるところを、切り替えることなく電源を落としたため、液面低下信号が発信されポンプが起動し、屋内タンク貯蔵所に燃料が供給され続けてオーバーフローしたものである。</p>
2	2 月	運搬車両	死者 0 人 負傷者 0 人	<p>ドラム缶に収納した危険物をコンテナに積載しトレーラーで運搬中、一時コンテナを駐車場に置いていた際に、積載していたシラン（第 4 類第 3 石油類（非水溶性））が駐車場に流出したものの。</p> <p>事故原因は、コンテナ内のドラム缶を固定するための治具が何らかの要因により外れドラム缶に衝突、ドラム缶が破損し流出に至ったものである。</p>
3	2 月	給油取扱所（セルフ）	死者 0 人 負傷者 0 人	<p>営業用屋内給油取扱所（セルフ）において、給油中に車両の給油口からガソリン約 1L が流出したものの。</p> <p>事故原因は、利用客が給油する際、給油ノズルを給油口に適正に挿入していなかったため、満量停止装置が機能せず給油口から溢れるまでガソリンが供給され、さらに、給油口から噴出したことで咄嗟に給油ノズルを引き抜いたが、ノズルレバーを開放状態で引き抜いたため、給油ノズルから給油空地へ流出したものである。</p>
4	3 月	給油取扱所（自家用）	死者 0 人 負傷者 0 人	<p>自家用屋外給油取扱所の懸垂式固定給油設備の給油ホースから軽油約 0.1L が流出したものの。</p> <p>事故原因は、給油ホースが経年により劣化しひび割れたことで、亀裂箇所から流出したものである。</p>
5	3 月	移動タンク貯蔵所（単一車形式・積載式以外）	死者 0 人 負傷者 1 人	<p>軽油を積載し走行していた移動タンク貯蔵所の給油ノズル及び給油ホースが脱落、破損し、さらに、車両を停車させた際に破損箇所から軽油 30L が道路上に流出したものの。</p> <p>事故原因は、別の現場で荷卸しを終えた後、給油ノズルが適切に固定されていなかった可能性があったこと、また、PTO のスイッチがオンのままであったため、車両を停車させギアをパーキングに入れた際に、モーターが起動したことで流出したものである。</p> <p>なお、この事故によりけが人 1 名が発生した。</p>
6	3 月	一般取扱所	死者 0 人 負傷者 0 人	<p>トラックターミナルの一般取扱所において、エンジンオイルの廃油（第 4 類第 4 石油類）約 10L が施設内に流出したものの。</p> <p>事故原因は、当該ドラム缶が指定場所以外の部分に存置されており、周囲にも複数のドラム缶が存置されていた状況であることから、作業員が当該ドラム缶に気付かず誤って接触、転倒させたものである。</p>
7	4 月	運搬車両	死者 0 人 負傷者 0 人	<p>危険物（第 4 類）及び指定可燃物（可燃性液体）を荷台に積載したトラックから、第 4 類第 3 石油類 16L を収納した一斗缶が落下し、道路上に流出したものの。</p> <p>事故原因は、一斗缶を固定せずに積み重ねた状態で積載していたため、緩やかなり坂で信号待ちから発進した際に落下し、さらに、落下した一斗缶を後続車両が踏んだため容器が破損、流出したものである。</p>
8	5 月	屋内タンク貯蔵所	死者 0 人 負傷者 0 人	<p>屋内タンク貯蔵所から灯油 1,750L がタンク室に流出し、さらに地下ピットにまで流出が拡大したものの。</p> <p>事故原因は、当該タンクの静電容量式レベルメータが経年により故障し、実際に貯蔵されている量より少なく表示されたことで送油ポンプが起動し、地下タンク貯蔵所から当該タンクへ灯油が送油され続けたことによりオーバーフローしたものである。さらに、タンク室の床面に亀裂が生じており、亀裂箇所から地下ピットにまで流出が拡大した。</p>
9	6 月	給油取扱所（フル）	死者 0 人 負傷者 0 人	<p>営業用屋外給油取扱所（フル）において、利用客が給油が終了したものと勘違いし急発進したことで給油ノズルが離脱し、翌日、従業員が誤って送油ポンプを起動させてしまったことで、ガソリン 1L が流出したものの。</p> <p>事故原因は、使用不能である旨を失念した従業員が送油ポンプを起動させたこと、また、送油配管のバルブを閉鎖するなどの物理的措置を実施しなかったことにより流出したものである。</p>

10	7月	屋外タンク 貯蔵所	死者 0人 負傷者 0人	屋外タンク貯蔵所の燃料移送ポンプの二次側に設置されたドレンバルブから重油 52L が敷地内に流出したものの。 事故原因は、当該ドレンバルブが約 27 年間で長期間使用されており、また、設置場所が屋外の雨水や塩害の影響を受ける環境下であったため、経年腐食により開孔し流出に至ったものである。
11	7月	移動タンク 貯蔵所 (給油タンク車)	死者 0人 負傷者 0人	航空機から給油タンク車へ燃料を抜き取る作業中、給油タンク車の上部マンホールから燃料（第4類第2石油類（非水溶性））4L が流出したものの。 事故原因は、4つあるタンク室のうち一つのタンク室の底弁が経年劣化による不良のために弁が完全に閉まりきらない状態であったことから、当該タンク室が満量となり他のタンク室に充填中も当該タンク室への流入が続き流出に至ったものである。
12	7月	給油取扱所 (自家用)	死者 0人 負傷者 0人	自家用屋外給油取扱所の懸垂式固定給油設備から軽油若干が地盤面約 0.5m×0.5mの範囲に流出したものの。 事故原因は、当該設備のデリバリーユニット内部のリール軸部フランジが何らかの外力により亀裂が生じ、計量機内部に残存していた軽油が亀裂部から流出したものである。
13	8月	少量危険物 貯蔵取扱所	死者 0人 負傷者 0人	少量危険物貯蔵取扱所である発電設備の燃料を貯蔵するタンクのドレン管から軽油若干が防油堤内に流出したものの。 事故原因は、ドレンバルブに何らかの不具合が生じたものと推定されるが、内部の確認ができないため不明である。
14	9月	一般取扱所	死者 0人 負傷者 0人	一般取扱所である非常用発電設備において、可とう管継手から重油約 4L が流出したものの。 事故原因は、可とう管継手を屈曲した状態で施工したため負荷がかかり、7年間の使用で開孔が生じたものと考えられるが、当該開孔部の状況を仔細に見分することができなかったため、不明である。
15	9月	給油取扱所 (フル)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所（フル）において、安全継手が離脱しガソリン若干が施設内に流出したものの。 事故原因は、利用客が従業員から支払用のクレジットカードを返却されたことで給油が完了したものと勘違いし、給油中に車を発進させたため、給油ホースが安全継手で離脱し、離脱部からガソリン若干が流出したものである。
16	10月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所（セルフ）において、利用客が給油中、車両の給油口からガソリン若干が流出したものの。 事故原因は、利用客が車両に給油する際に、給油ノズルが給油口の奥まで差し込まれていない状態で、ノズルのトリガーに何らかの物を挟み、手を離れた状態で給油していたため、オートストップ機能が作動せず流出したものである。
17	10月	屋外タンク 貯蔵所	死者 0人 負傷者 0人	屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式）において、浮き屋根上の雨水を排出するルーフドレン配管からガソリン若干が流出したものの。 事故原因は、設置から約 26 年が経過していることから、経年腐食により当該配管が開孔したものである。
18	11月	運搬車両	死者 0人 負傷者 1人	ポリタンクに収納した軽油を積載し走行していたトラックから軽油 24L が道路上約 100m にわたって流出したものの。 事故原因は、ポリタンクの荷台への固定が不十分であったため、急勾配の坂道で転倒しそのまま走行したため流出したものである。 なお、この事故によりけが人 1 名が発生した。
19	12月	運搬車両	死者 0人 負傷者 0人	一斗缶に収納したキシレン（第4類第2石油類（非水溶性））を積載し走行していたトラックから、キシレン 9L が路上に流出したものの。 事故原因は、交差点でブレーキをかけた際に、2段に積み上げていたうちの上段の一斗缶が転落し、衝撃で蓋がはずれて流出したものの。

ウ その他の事故（80件）

No	覚知月	施設区分	死傷者	概要・原因・被害状況
1	1月	給油取扱所（フル）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所（フル）の事務所及び外壁が破損したものの。事故原因は、給油を終えた乗用車がエンジンをかけ発進する際、アクセルを強く踏み込みすぎたため、急発進して事務所に衝突し、破損したものである。
2	1月	給油取扱所（セルフ）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、給油ノズルが破損したものの。事故原因は、利用客が施設内を後退で移動中、運転操作を誤ったことにより接触したものである。
3	2月	給油取扱所（セルフ）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、固定注油設備のキャノピーが破損したものの。事故原因は、荷卸しのため施設に後退で進入していたタンクローリーが運転操作を誤ったことにより接触したものである。
4	2月	給油取扱所（フル）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所（フル）において、気密異常が認められたことから、タンク頂部にピンホールが発見されたもの。事故原因は、経年及び湿潤環境による腐食劣化である。
5	2月	給油取扱所（セルフ）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、給油ノズルが破損したものの。事故原因は、利用客が車両を方向転換させようと後退していた際、運転操作を誤ったことにより接触したものである。
6	2月	給油取扱所（セルフ）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、固定注油設備のキャノピーの付属機器が破損したものの。事故原因は、トラックが施設内を後退で移動中、運転操作を誤ったことにより接触したものである。
7	2月	給油取扱所（フル）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所（フル）において、定期点検の際に通気管の埋設部で気密異常が認められたもの。事故原因は、継続調査不能のため不明である。
8	2月	給油取扱所（フル）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所（フル）において、防火塀等が破損したものの。事故原因は、従業員が乗用車を洗車するため運転した際、誤ってアクセルを踏み込んだため、防火塀に衝突したものである。
9	3月	給油取扱所（フル）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所（フル）において、注入口ボックス等が破損したものの。事故原因は、利用客の意識が朦朧とした状態であったため、車両を停車しきれずに接触したものである。
10	3月	給油取扱所（フル）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所（フル）において、給油ノズルが破損したものの。事故原因は、トラックが施設内を移動中、運転操作を誤ったことにより接触したものである。
11	3月	給油取扱所（セルフ）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、キャノピーの土台が破損したものの。事故原因は、利用客が施設内を移動するため車両を後退させたところ、運転操作を誤ったことにより接触したものである。
12	3月	給油取扱所（セルフ）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、防火塀が破損したものの。事故原因は、利用客が給油後、車両を発進させた際に運転操作を誤ったことにより衝突したものである。
13	3月	給油取扱所（セルフ）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所（セルフ）において、固定給油設備が破損したものの。事故原因は、従業員の車検整備不備により、車両を移動させた際に適度なブレーキがかからず接触したものである。
14	3月	給油取扱所（フル）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所（フル）において、気密異常が認められたことから、注入管にピンホールが発見されたもの。事故原因は、経年及び湿潤環境による腐食劣化である。
15	3月	給油取扱所（フル）	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所（フル）において、固定給油設備が破損したものの。事故原因は、トラックが給油レーンに進入した際に、運転操作を誤ったことにより接触したものである。

16	3月	給油取扱所 (フル)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所(フル)において、固定給油設備が破損した もの。 事故原因は、給油後のトラックが運転操作を誤ったことにより、荷 台に積載した重機が接触したものである。
17	4月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、キャノピーの柱が破損 したものの。 事故原因は、利用客が車両を後退させた際、運転操作を誤ったこと により接触したものである。
18	4月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、気密異常が認められた ことから、マンホール内の配管にピンホールが発見されたもの。 事故原因は、湿潤環境による腐食劣化である。
19	4月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、固定給油設備及びキャ ノピーの支柱が破損したものの。 事故原因は、トラックが給油後後退した際、運転操作を誤ったこと により接触したものである。
20	4月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所(セルフ)において、タンクローリーから荷 卸しする際に、誤ってガソリンタンクに軽油 2,400Lを荷卸ししたも の。 事故原因は、運転手が荷卸し作業に不慣れであり、また、給油取扱 所従業員の立会いがなかったため、十分に確認されなかったものであ る。
21	5月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、固定給油設備等が破損 したものの。 事故原因は、タンクローリーが給油後発進した際に運転操作を誤っ たことにより接触したものである。
22	5月	給油取扱所 (フル)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所(フル)において、タンクローリーから荷卸 しする際に、誤って灯油タンクに軽油 2,000Lを荷卸ししたものの。 事故原因は、注入口の品名の確認が形式的で、十分に確認されなかつ たものである。
23	5月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所(セルフ)において、キャノピーが破損したも の。 事故原因は、ダンプトラックに給油するため荷台を上昇させる際に 誤って上昇させすぎたため、接触したものである。
24	5月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、車高センサーが破損したも の。 事故原因は、トラックが施設を移動中、運転操作を誤ったことによ り荷台上部が接触したものである。
25	5月	地下タンク 貯蔵所	死者 0人 負傷者 0人	地下タンク貯蔵所のハロン消火設備が誤放出したものの。 事故原因は、汚水配管のつまりにより水が逆流してハロン消火設備 の制御盤にかかったことで、基板表面にショート回路が一時形成され て誤放出したものである。 (No. 25, 26, 27 は複数の施設における一連の事故)
26	5月	一般取扱所	死者 0人 負傷者 0人	一般取扱所のハロン消火設備が誤放出したものの。 事故原因は、汚水配管のつまりにより水が逆流してハロン消火設備 の制御盤にかかったことで、基板表面にショート回路が一時形成され て誤放出したものである。 (No. 25, 26, 27 は複数の施設における一連の事故)
27	5月	一般取扱所	死者 0人 負傷者 0人	一般取扱所のハロン消火設備が誤放出したものの。 事故原因は、汚水配管のつまりにより水が逆流してハロン消火設備 の制御盤にかかったことで、基板表面にショート回路が一時形成され て誤放出したものである。 (No. 25, 26, 27 は複数の施設における一連の事故)
28	5月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所(セルフ)において、車止めが破損したものの。 事故原因は、詳細は不明なるも何からの外力が加わったことにより 破損したものである。
29	6月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、地下埋設配管で気密異 常が認められたもの。 事故原因は、継続調査不能のため不明である。
30	6月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、建築物の柱が破損したも の。 事故原因は、利用客が洗車後車両を発進させた際に、誤ってアクセル を強く踏みすぎたため、衝突したものである。

31	6月	給油取扱所 (フル)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(フル)において、防火設備等が破損したものの。 事故原因は、利用客がアクセルとブレーキを踏み間違えたことにより、衝突したものである。
32	7月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、固定給油設備及びガードポールが破損したものの。 事故原因は、利用客が車両を後退させた際に、運転操作を誤ったことにより接触したものである。
33	7月	地下タンク 貯蔵所	死者 0人 負傷者 0人	地下タンク貯蔵所の地下埋設配管部に気密異常が認められたもの。 事故原因は、継続調査不能のため不明である。
34	7月	給油取扱所 (自家用)	死者 0人 負傷者 0人	自家用屋外給油取扱所において、タンクローリーから荷卸しする際に、誤って軽油タンクにガソリン2,000Lを荷卸したものの。 事故原因は、施設従業員の立会いはあったが、注入口の品名の確認が十分になされなかったものである。
35	7月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、固定給油設備のガードポールが破損したものの。 事故原因は、利用客が車両を後退させた際に、運転操作を誤ったことにより接触したものである。
36	7月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所(セルフ)において、クイックサービスユニットが破損したものの。 事故原因は、利用客が運転操作を誤ったことにより接触したものである。
37	7月	給油取扱所 (フル)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(フル)において、給油ホースが破損したものの。 利用客が給油中に発進したため、給油ホースが引っ張られ、安全継手部分で離脱、破損したものである。
38	7月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、固定注油設備のガードポールが破損したものの。 事故原因は、車両が接触したものと考えられるが、事故発生時の状況が確認できないため不明である。
39	8月	給油取扱所 (フル)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(フル)において、キャノピーが破損したものの。 事故原因は、ダンプカーに給油中、誤って荷台を上昇させたことにより接触したものである。
40	8月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、キャノピーが破損したものの。 事故原因は、ダンプカーを給油後、PTOスイッチがONのままエンジンをかけたため、荷台が上昇し接触したものである。
41	8月	給油取扱所 (フル)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所(フル)において、気密異常が認められたことから、配管が開孔しているのが発見されたもの。 事故原因は、経年及び湿潤環境による腐食劣化である。
42	8月	給油取扱所 (自家用)	死者 0人 負傷者 0人	自家用屋外給油取扱所において、固定給油設備が破損したものの。 事故原因は、ショベルカーが旋回した際に接触したものである。
43	8月	地下タンク 貯蔵所	死者 0人 負傷者 0人	地下タンク貯蔵所において、気密異常が認められたことから、埋設配管に開孔が生じているのが発見されたもの。 事故原因は、経年による腐食劣化である。
44	8月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所(セルフ)において、衝突防止板が破損したものの。 事故原因は、トラックが給油のため進入した際に運転操作を誤ったことにより接触したものである。
45	8月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所(セルフ)において、固定給油設備が破損したものの。 事故原因は、利用客が運転操作を誤ったことにより、接触したものである。
46	8月	一般取扱所	死者 0人 負傷者 0人	一般取扱所において、避雷設備の突針が折れたもの。 事故原因は、経年による腐食劣化である。
47	9月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、固定注油設備のキャノピーが破損したものの。 事故原因は、荷台に重機を積載したトラックが、運転操作を誤ったことにより重機をキャノピーに接触させたものである。

48	9月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、キャノピーの支柱が破損したものの。 事故原因は、タンクローリーが運転操作を誤ったことにより接触したものである。
49	9月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 1人	営業用屋内給油取扱所(セルフ)において、照明灯が破損したものの。 事故原因は、利用客が給油後運転操作を誤ったことにより衝突したものである。 なお、この事故によりけが人1名が発生した。
50	9月	給油取扱所 (フル)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(フル)において、気密異常が認められたことから、埋設配管に開孔が生じているのが発見されたもの。 事故原因は、経年及び何らかの異物が付着し埋設されたことによる腐食劣化である。
51	9月	一般取扱所	死者 0人 負傷者 0人	一般取扱所である発電設備において、配管に開孔が生じたもの。 事故原因は、配管を保温材で覆っていた部分が局所的に腐食したものである。
52	9月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、洗車機が破損したものの。 事故原因は、乗用車が洗車中、誤って車両を前進させてしまったことにより接触したものである。
53	9月	給油取扱所 (フル)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所(フル)において、固定注油設備が破損したものの。 事故原因は、トラックが後退で施設に進入する際、運転操作を誤ったことにより、接触したものである。
54	9月	地下タンク 貯蔵所	死者 0人 負傷者 0人	地下タンク貯蔵所において、地下埋設配管で気密異常が認められたもの。 事故原因は、継続調査不能のため不明である。
55	9月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、給油ノズルが破損したものの。 事故原因は、利用客が運転操作を誤ったことにより接触したものである。
56	9月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所(セルフ)において、サインポールが破損したものの。 事故原因は、何らかの外力により破損したものであるが詳細については不明である。
57	9月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、キャノピーの付属設備が破損したものの。 事故原因は、利用客が乗用車を後退させた際、運転操作を誤ったことにより、衝突したものである。
58	9月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、キャノピーが破損したものの。 事故原因は、キャノピー内に雨水が浸入したことによる腐食劣化である。
59	9月	地下タンク 貯蔵所	死者 0人 負傷者 0人	地下タンク貯蔵所において、重油タンクに誤って灯油1,500Lを荷卸したものの。 事故原因は、注油口に油種の表示がなく、また、施設従業員も施設構造を把握していなかったため、誤った注油口に接続してしまったものである。
60	9月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、固定給油設備等が破損したものの。 事故原因は、施設前で発生した交通事故の衝撃により、乗用車が衝突したものである。
61	10月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、洗車機が破損したものの。 事故原因は、利用客が洗車後車両を後退させた際、運転操作を誤ったことにより衝突したものである。
62	10月	屋外タンク 貯蔵所	死者 0人 負傷者 0人	屋外タンク貯蔵所において、タンク底板上に開孔が発見されたもの。 事故原因は、経年による腐食劣化である。
63	10月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、固定給油設備のアイランドが破損したものの。 事故原因は、トラックが運転操作を誤ったことにより、衝突防止板に接触し、さらにアイランドが破損したものである。
64	10月	製造所	死者 0人 負傷者 0人	製造所において、配管が破損したものの。 事故原因は、隙間腐食によるものである。

65	10月	給油取扱所 (フル)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(フル)において、防火設備が破損したものの。 事故原因は、台風14号の強風によるものである。
66	10月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、給油ノズル等が破損したものの。 事故原因は、クレーン車が給油後、運転操作を誤ったことにより、接触したものである。
67	10月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所(セルフ)において、ピット内の配管が破損したものの。 事故原因は、経年による腐食劣化である。
68	11月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、衝突防止用保護扉が破損したものの。 事故原因は、利用客が車両を後退で進入させた際に、運転操作を誤ったことにより、接触したものである。
69	11月	給油取扱所 (フル)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(フル)において、固定給油設備が破損したものの。 事故原因は、利用客が給油レーンに進入した際に、運転操作を誤ったことにより、接触したものである。
70	11月	給油取扱所 (自家用)	死者 0人 負傷者 0人	自家用屋外給油取扱所において、地下埋設配管が破損したものの。 事故原因は、施設の更新工事のため削岩機を用いて工事中、誤って破損させたものである。
71	11月	移送取扱所	死者 0人 負傷者 0人	移送取扱所において、気密異常が認められたもの。 事故原因は、継続調査不能のため不明である。
72	11月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、固定給油設備が破損したものの。 事故原因は、利用客が給油後発進した際、運転操作を誤ったことにより、接触したものである。
73	12月	地下タンク 貯蔵所	死者 0人 負傷者 0人	地下タンク貯蔵所において、定期点検の際に気密異常が認められたことから、タンク上部にピンホールが発見されたもの。 事故原因は、経年による腐食劣化である。
74	12月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋内給油取扱所(セルフ)において、給油ノズルが破損したものの。 事故原因は、利用客が給油後、運転操作を誤ったことにより、接触したものである。
75	12月	地下タンク 貯蔵所	死者 0人 負傷者 2人	地下タンク貯蔵所において、注入口等が破損したものの。 事故原因は、同敷地施設の利用客が運転操作を誤ったことにより、衝突したものである。 なお、この事故によりけが人2名が発生した。
76	12月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、ピット内の配管が破損したものの。 事故原因は、経年による腐食劣化である。
77	12月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、固定注油設備のキャノピーが破損したものの。 事故原因は、トラックが運転操作を誤ったことにより、接触したものである。
78	12月	給油取扱所 (自家用)	死者 0人 負傷者 0人	自家用屋外給油取扱所において、ピット内の配管が破損したものの。 事故原因は、経年による腐食劣化である。
79	12月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、固定注油設備が破損したものの。 事故原因は、利用客がアクセルとブレーキを踏み間違えたことにより、衝突したものである。
80	12月	給油取扱所 (セルフ)	死者 0人 負傷者 0人	営業用屋外給油取扱所(セルフ)において、気密異常が認められたものの。 事故原因は、継続調査不能のため不明である。